

# 成年後見人等報酬費助成のご案内

2019.4

この制度は、所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民の方に、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成するものです。

## 助成の内容

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した後見人等報酬費の全部または一部。

※報酬費助成上限額の変更に伴い、報酬付与申立期間が2019年4月1日以降の助成上限額は下記の下線表示の金額となります。（但し、区民後見人の助成上限額は据え置きで、変更前の金額となります。）

助成上限額（月額）

- ・ご本人（成年被後見人等）が在宅で生活している場合…2万8千円（変更前2万円）
- ・ご本人（成年被後見人等）が施設で生活している場合…1万8千円（変更前1万円）

## 助成の対象者

成年被後見人・被保佐人・被補助人

## 申請できる人

成年被後見人・被保佐人・被補助人

※保佐人・補助人については、代理権設定が必要。

## 助成の要件

次の①～⑤の要件すべてに該当していることが必要です。

- ① 成年被後見人等は杉並区に住民登録があること。ただし、国民健康保険第116条の2に規定する病院等への入院等により杉並区外に住民登録を移した方を含む。
- ② 親族（本人）による申し立てで、親族が高齢や身体の事情等で後見人等になることができないこと。
- ③ 杉並区成年後見センターの「成年後見人等候補者紹介制度」に基づき、センターが紹介した第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が後見人等であること。
- ④ 助成申請の時点で、被後見人等に収入・預貯金等が少なく、後見人等報酬費の負担が困難であること。
- ⑤ 他から同様の助成を受けていないこと。

## 申請に必要な書類

- ① 助成申請書
- ② 本人の資産申告書（財産目録）等

## 報酬の審判が出たら提出する書類

- ① 助成請求書
- ② 「報酬の審判書謄本」の写し等

問合せ先 **公益社団法人杉並区成年後見センター**

電話：03-5397-1551 / F A X：03-5397-1555

住所：〒167-0032 杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

# 申請から交付までの手続き

## 1. 相 談

申立人に第三者後見人の相談と報酬費助成制度の説明を行いません。



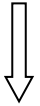
## 2. 成年後見人等候補者紹介 制度利用

第三者の後見人が必要な場合に「成年後見人等候補者紹介制度」を利用して、成年後見センターが第三者後見人を紹介します。



## 3. 申立手続き

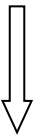
申立人は家庭裁判所に審判請求の申立てをします。類型が保佐・補助の場合は、助成制度の申請手続き及び預貯金の手続きについての代理権の設定をする必要があります。



## 4. 申請書類提出

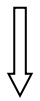
審判が決定し財産目録が作成されたときに、後見人等は成年後見センターに、次の書類を提出します。

- ①助成申請書
- ②本人の資産申告書（財産目録等）



## 5. 決定・却下通知

提出された書類をもとに成年後見センターは審査を行い、その結果を通知します。



## 6. 家庭裁判所に報酬付与 申立て

家庭裁判所に報酬付与申立てをする時には、成年後見センターの上申書を添付します。また、成年後見センターに「後見等業務報告書」（写）を提出します。



## 7. 助成請求書等の提出

報酬審判が決定したら、成年後見センターに、次の書類を提出します。

- ①助成請求書
- ②「報酬付与の審判書謄本」（写）



## 8. 報酬費助成

成年後見センターは成年被後見人等の銀行口座に報酬費を振り込みます。